

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

国道 24 号線沿道安田町地区の給水区域拡張に向けて、拡張区域(3. 位置図)を加え、市全体の給水人口及び 1 日最大給水量を推計し、国に推計値の届出を行ったことから、「宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に定めている水道事業の給水人口及び 1 日最大給水量について、所要の改正を行うものです。

1 条例改正の内容

第 2 条を次のとおり改正するものです。

事 項		改正前	改正後
第 3 項	水道事業の給水人口	188,000 人	181,000 人
第 4 項	水道事業の 1 日最大給水量	63,000 立方メートル	62,000 立方メートル

改正前の数値は令和 2 年度における推計値で、今回改正する数値は令和 6 年度における推計値となっています。

今回拡張する給水区域は、宇治都市計画地区計画において、「工業及び流通業を主体とした事業用地」であり、工場・事業所用の給水量の増加は見込めるものの、市全体の給水人口の減少等による水需要の減少により、給水人口及び 1 日最大給水量は、減少した推計値になっております。

2 施行期日

公布の日から施行。

3 位置図

